

令和4年度第1回 大磯町子ども・子育て会議 会議録

1. 日時 令和4年7月4日（月）
開会時間 午後1時30分
閉会時間 午後4時00分

2. 場所 大磯町保健センター2階研修室

3. 出席者

【委員】

和田久美子 会長
山田雅井 副会長
原田ゆう子 委員
小磯信一 委員
芝園枝 委員
山口友紀子 委員
金子智紀 委員
富岡順子 委員
佐野千代子 委員
鈴木綾子 委員
桑原比呂美 委員
伊藤亜美 委員
安部川いづみ 委員

【事務局】

瀬戸克彦 町民福祉部長
柳田美千代 子育て支援課長
熊澤香織 子育て支援係課副課長兼
子育て支援係長
吉川淳一 子育て支援総合センター
副所長
高橋正寿 保育園・幼稚園係長
齋藤裕太 保育園・幼稚園係主事

【欠席】

戸澤めぐみ 委員

4. 傍聴者 2名

5. 配布資料

- (1) 次第・委員名簿・規則
- (2) 【資料1-①】第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン 量の見込みと確保方策の見直し
(幼児教育・保育)
- (3) 【資料1-②】第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン 量の見込みと確保方策の見直し
(放課後児童クラブ)
- (4) 【資料2】第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン進行管理書《令和3年度》(案)
- (5) 【資料2-①】令和3年度における新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主な事業等への影響について
- (6) 【資料3】大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行について
- (7) 【資料4】子育て支援センターの運営手法の見直しについて
- (8) 【資料5】大磯町乳幼児教育・保育情報連絡会の設置について
- (9) 【参考資料1】こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法の公布について
- (10) 【参考資料2】児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

6. 報告事項

事務局より、役職等の変更により新たに選任された委員に委任状を交付。

事務局より、本日の会議は会議公開制度に基づき会議録を要旨概要として、発言者の個人名を載せずに町のホームページ等で公表することを報告。

和田会長より、本日の出席委員13名、大磯町子ども・子育て会議規則第6条第2項により委員の過半数となり会議が成立することを報告。

配付資料の確認（説明省略）

7. 議 題

- (1) 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン 量の見込みと確保方策の見直しについて
- (2) 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプランの進捗状況の点検・評価（令和3年度）について
- (3) 大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行について
- (4) 子育て支援センターの運営手法の見直しについて
- (5) その他①大磯町乳幼児教育・保育情報連絡会の設置について
②子ども家庭庁設置に伴う情報提供について
③児童福祉法等の一部改正に伴う情報提供について

1 開会

会長） これより令和4年度第1回大磯町子ども・子育て会議を開催する。この会議は、大磯町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議は原則公開となる。当会議につきましても公開対象のため、一般公開されることについて、了承を願う。

本日、現在、会議を傍聴希望者が2名来ている。現在の傍聴希望者または会議途中からの傍聴希望者の入場を許可して良いか。

（異議なし）

では傍聴人の方の入場を許可する。

（傍聴者入室）

2 議題

- (1) 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン 量の見込みと確保方策の見直しについて

《資料説明》

- ・【資料1-①】第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン 量の見込みと確保方策の見直し（幼児教育・保育）
- ・【資料1-②】第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン 量の見込みと確保方策の見直し（放課後児童クラブ）

（説明省略）

《質疑応答》

会長） 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願いたい。

委員) 資料形式について、説明で提示された【資料1-①】と【資料1-②】で項目の表記が異なっており、比較が困難なため統一したほうが良いのではないかと。例えば、【資料1-①】では「実績値/精査値」という表記に対して、【資料1-②】では、「実績値/修正値」と表記されており、異なる項目なのかと考えてしまう。他にも、基となる「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」の、どの項目からの抜粋かページ数等を表記したほうが資料としてわかりやすいと思う。

事務局) 資料作成にあたり、今後注意する。

会長) 「幼児教育・保育」の3号認定の量の見込みについて、当初計画値に対して、実績値が大幅に上回っているが、どのように考えているか。その場合、待機児童が発生していると考えてよいのか。

事務局) 3号認定は、0歳児と1・2歳児に分けて考える。0歳児の実績値は、概ね当初計画値と差は生じていないが、1・2歳児については、指摘のとおり当初計画値に対して、実績値が上回る結果となっている。理由としては、女性の就業率が影響している。当初、この計画は平成30年度の保育ニーズ調査や令和元年度までの実績等を参考に算出し、作成した。

現在3号認定については、待機児童が発生している。令和4年度4月1日時点で、合計9名の待機児童が発生している。内訳としては、0歳児が4名、1歳児が3名、2歳児が1名、3歳児が1名となっている。待機児童に対しては、令和6年度に向け、大磯町立大磯幼稚園の民営化による幼保連携型認定こども園への移行を進めている。この事業を実現することで、待機児童の発生を解消できると考えている。【資料1-①】の「③修正後の需給差」とおり、民営化により、確保方策の見直しを図ることで、令和5年度までは、マイナスの数値の需給差が、令和6年度にはプラス4となる見込みである。

会長) 今の説明だと、令和6年度のこども園の新設までは、待機児童は解消されないという解釈で良いか。

事務局) 現在の計画では、保育施設等の新設がない場合、待機児童の数値は変わらないと見込んでいる。既存の施設に対して、本来100%定員のところ、一時的に120%まで受け入れる等、弾力的な対応を通して、待機児童を解消するよう引き続き対策を講じていく。

また、令和6年度のこども園の民営化に着手する事業者に対して、令和5年度に大磯幼稚園内の保育室において、0歳児から2歳児を対象とし、5名定員の家庭的保育事業の実施を計画している。

委員) 今の説明を聞き、【資料1-①】に各施設の定員数等の内訳が必要と感じた。需要のある施設がわからなくては、新規のこども園を新設しても、確保が必要な施設が異なっていた等の事象が発生してしまうのではないかと。

事務局) 資料の作成方法については、見直しを検討していく。待機児童の考え方では、入所を希望する施設を一つに絞っている場合と、複数の施設を希望している場合では、同じ数値として比較することが難しい。資料についても、どこまで詳細を示すかは精査していく必要がある。

会長) 3号認定同様、2号認定についても、当初計画値に対して、実績値が大幅に上回っているが、どのように考えているか。

事務局) 2号認定も当初計画値を実績値が大幅に上回っている現状である。主な理由は3号認定同様、女性の就業率が増加したことが考えられる。令和4年度の申込者は前年度と比較し、20名程度増加となっているため、令和5年度についても増加の傾向があると見込んでいるが、令和6年度については、コロナウイルス感染症等の影響も勘案し、確保数を増加ではなく、据置としている。今後、保育の申し込みに対する、コロナウイルス感染症の影響を正確に見込むことは、簡単ではないと考えている。

また、確保方策については、民営化した場合を考慮しているが、民営化した認定こども園が、需要に対して過大な施設とならないよう、留意しているため、3号認定同様の増加傾向は見込んでいない。【資料1-①】は、大磯幼稚園の民営化を考慮した数値となっているため、令和6年度には待機児童は解消されると考えている。

会長) 他に何か意見等はあるか。

(特になし)

(2) 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン進行管理書《令和3年度》について

《資料説明》

- ・【資料2】第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン進行管理書《令和3年度》(案)
- ・【資料2-①】令和3年度における新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う主な事業等への影響について

(説明省略)

《質疑応答》

会長) 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願いたい。

委員) 前提として、子ども笑顔かがやきプランの進行管理表に、評価の基準は説明されているが、誰が評価を行っているか、教えてほしい。

事務局) 評価は、各事業の担当課の職員が行い、取りまとめを行う子育て支援課において担当課と調整した上、最終的に評価を決定している。

委員) 各事業は、事前に設定された目標値に対して、評価を行っていくと考えている。96ページの「家事や育児への援助」事業については、目標値が利用件数200件、会員数200人と記載されていて、「B」の評価となっている。対して、91ページの「(発達)障がいのある子どもへの支援」事業では、目標値に、子ども発達支援会議を年3回実施すると記載されているが、令和2年度は年2回開催で「B」、令和3年度は年0回開催で「B」、と実施回数は異なるが、同じ評価となっている。目標値の基準を考慮すると、どちらの年度も評価は「C」となるのではないか。このように、各事業の評価を、誰が、どのように実施しているのか疑問を持った。

また、77ページの「地域が支える子育て環境づくり」事業では、令和2年度、令和3年度、どちらも評価「B」となっているが、目標値が継続実施で、回数等を設定していない。目標値において具体的な数値を設定していないため、令和3年度の実績が令和2年度に対して大きな実績を上げているにも関わらず、評価が上がらないのではないかと解釈してしまう。

事務局) まず、91 ページの「(発達) 障がいのある子どもへの支援」事業については、令和3年度に子ども発達支援会議を開催する予定はあったが、案件がなかったことから、開催しなかった。そのため、当初は開催する予定だったことを考慮して、概ね成果があったと判断し評価「B」としている。

委員) 開催を予定したが実施しなかった場合、今回の目標値で評価をすることは難しいと感じた。しかし、評価を5段階にしてしまうと、評価する職員の負担が大きくなってしまふ。追加の意見として、評価「B*」は未着手であるが新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮し、評価しているようだが、未着手である前提を考慮するのであれば、言葉遊びのようではあるが「C*」とすることが適切ではないかと感じた。

事務局) 担当課としては、新型コロナウイルス感染症等の外的要因の影響でできなかった場合、事業を準備していたという点を評価したいと考える部分がある。

会長) 事務局から、【資料2-①】について説明をお願いしたい。

(説明省略)

会長) 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願いたい。

委員) 進行管理表の評価や内容は、今回の子ども・子育て会議をもって修正等を行う予定はあるか。

事務局) 今日配布した進行管理表は、案として委員へ配布している。担当課としては、各事業の担当者的評価と評価基準を照合したうえで、子ども・子育て会議に回っている。今回の子ども・子育て会議の意見を反映した上で、修正等を行う必要があると判断できた場合は、修正を行っていく予定である。

委員) 何点か意見がある。まず一つ、15 ページ「親子同士のコミュニケーション講座」において、年度別事業目標として、ファミリー教室を年3回開催すると設定されている。令和3年度の実績を確認すると、2回予定していたが、うち1回は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっている場合、評価は「B」ではなく、「B*」が適切ではないか。

事務局) 「B*」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を実施することができず実績がなかった場合、評価「B*」と考えている。この事業については、実績があることを考慮し、概ね成果があったと判断した。

委員) その場合、回数のような数的目標ではなく、内容的目標の設定を検討したほうが良いのではないか。43 ページ「出産育児不安の解消（情報提供・訪問・子育て講座等）」では、こんにちは赤ちゃん事業の、令和3年度の訪問率が、令和2年度の訪問率に対して減少している。減少の理由が新型コロナウイルス感染症の影響であるならば、「B*」と評価しても良いのではないか。実績の有無を評価するのであれば、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しても良いと感じた。

事務局) 貴重な意見として、評価に反映させるか検討したいと思う。

委員) 二つ目に、96 ページ「家事や育児への援助」の目標値として、利用件数と会員数を設

定しているが、本来は会員数に対しての利用件数を目標値とするのではと考えるが、事務局としてはどのように考えているか。

事務局) 事業担当課と協議の上、検討させていただく。

事務局) 43 ページ「出産育児不安の解消（情報提供・訪問・子育て講座等）」事業は、乳児のいる家庭に訪問する前に、訪問する職員から電話で確認の連絡を行っていた。0歳児ではあるが、第2子以降の乳児がいる家庭については、新型コロナウイルス感染症を考慮し、訪問を断るケースも多かった。令和2年度から令和3年度の訪問率を比較すると、減少傾向と捉えられてしまうかと思うが、その後のフォローとして、町が定期的に実施する検診において、こんにち赤ちゃん事業で訪問することができなかった家庭には、積極的に声をかけるよう心掛けている。そういった、各事業へのフォローについても、本進行管理表に記載していきたいと考えているが、進行管理表のスペースに限りがあるため、うまく伝えることができていないと考えている。他の委員からも指摘があったとおり、目標値として数的指標が示されていない事業はある。子育て支援課としては、各事業の担当課に対して、目標値は数的指標を設定するよう依頼しているが、こんにち赤ちゃん事業等、数的指標で設定が可能な事業と、数的指標を定めることが難しい事業はある。数的指標を定めることが難しい事業については、目標値を基準とした絶対的判断ではなく、前年度との比較による相対的判断を行っている。

第3期の子ども笑顔かがやきプランを策定する際には、各事業の基準を見直し、より比較・評価ができる基準作成に努め、各委員の意見を反映させていきたいと考えているため、令和2年度から6年度までの、第2期子ども笑顔かがやきプランの基準については、理解をいただきたい。

委員) 23 ページ「規則正しい食生活の推進」の食育の件について、新型コロナウイルス感染症の影響で、評価を調整した経緯は把握した。この事業については、令和6年度まで年度別事業目標は変更しない予定のようだが、事業方法の見直しを図っていく必要があるのではないか。この事業は「規則正しい食生活の推進」が目的であって、クッキング教室を実施することが目標ではないのではないか。自分が在籍する大学では、新型コロナウイルス感染症の影響で、大学での対面での講義が難しくなった際、対面からリモートに切り替えて対応していた。自分の話になってしまったが、この事業についても、クッキング教室を実施することが目的ではないため、「B*」が継続されることは適切ではないと考える。クッキング教室を開催することが難しいのなら、他の方法を検討し、目標を達成できるよう取り組んでほしい。これは、【資料2-①】の対象事業すべてに該当すると思うため検討いただきたい。

事務局) 今回の第2期子ども笑顔かがやきプランの進捗管理表の評価を見直す際にも、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和4年度以降の目標値を変更するよう各課に図っていった。しかし、予算の都合等で、変更が難しい事業があることも理解いただきたい。委員の意見のとおり、手法の見直しについては、今後も検討していく。

委員) この議題と直接関係があるかわからないが、自分は、小学6年生と1年生、幼稚園児の母である。この資料では、子どもの居場所づくりを進めていると説明されている。私は公立幼稚園に子どもを預けているが、幼稚園児については、公立幼稚園の民営化や、預かり保育の拡充等、保育環境の確保が充実していると感じている。今は子育てに集中したいと考えているが、今後は就労を希望している。幼稚園児については、預かり保育の利用を前向きに検討していきたいと考えているが、小学校に就学してしまうと、長期休暇中に子どもを預ける先が無いため、就労を諦めるしかないと考えている。周りに

は、自分と似た境遇の保護者が多い。日中仕事に出ている父親が帰ってきてから仕事をする方法もあるかと思う。小学校就学までのサービスを充実させることも大切だと思うが、小学生の長期休暇時の預かり先も確保されると、「住みやすい町大磯」としての認知も広がると思うが、小学生を対象とした預かりサービスの実施予定はあるか。

事務局) 保護者が日中働いている家庭は、基本的には大磯町の放課後児童クラブを利用すると考える。量の見込みと確保方策の見直しでも説明したが、放課後児童クラブの需要は年々増加傾向である。未就学児の保育所等の利用者が増加すれば、いずれ放課後児童クラブの利用者も増加することは想定される。町としても、放課後児童クラブの受け皿の確保に取り組みなくてはならないと認識している。特に小学校の長期休暇中の保育の需要は高いため、町としても、令和4年度から小規模ではあるが、サマースクール事業を、大磯地区、国府地区、各2回ずつ実施する予定である。夏季休業の宿題に取り組む場所として実施していく。今後は、学校、学童に次ぐ第3の居場所づくりを考えていく必要があると認識している。町単独での実施には限界があると考えており、放課後子ども教室では、地域のお年寄りの協力で実施しているため、今後は、保護者や地域の協力を得ながら、居場所づくりを進めていきたいと考えている。

委員) ぜひ、お願いしたい。

委員) この議題と関係のある話かわからないが、地域を見守る人間として、虐待を受けている児童の問題や、障がいを持っている児童の保護者の悩み等が耳に入ってくる。町では虐待や障がいを抱えている、又は不登校児の子どもへの援助に取り組んでいると思う。ただ、明らかに悩みや問題を抱えている子どもへの援助は行えたとしても、抱えているのかわからない、グレーゾーンの児童とどのように接していったら良いのかわからなくなる時がある。特に未就学児の保護者への援助や補助は充実していると感じるが、就学児の保護者への援助や補助を充実させてほしいと思う。子育て支援課からの説明でもあったが、父母両名が働いている家庭は増加傾向である。町ではイクメン講座やリトミック等を開催しているが、受講率が高くないことは残念である。

事務局) 虐待や障がいについて意見をいただいた。町では子育て支援センターで講座を実施している。先ほど、保育所から放課後児童クラブにつながる仕組みを整備していくことと同様に、幼稚園・保育所から小学校、全体を通しての援助・補助の仕組みについては課題を感じている。子育て支援課とスポーツ健康課、福祉課（障がい福祉係）が連携して、包括的な事業につなげていく必要がある。

委員) 仕事の特性上、障がいを抱えている児童と接する機会が多い。障がい、診断の認定を受ける児童、認定は出ないが兆候のある児童の人数は、増加傾向である。町では、保健師や子育て支援センター・子育て支援課の職員と障がい福祉係の職員が、密に連携して事業を進めている。昨年度、医療的ケア児に関する法律が制定された。大磯町は「住みやすい町」、「子育てで選ばれる町」として認知されていて、これまでも医療的ケア児が数名、転入後に町の支援を受けている実績がある。どんな児童も、事故や病気が原因で医療的ケア児になってしまう可能性があるため、今後医療的ケア児が増加した場合、対応することができるよう、より連携を強めていく必要がある。

事務局) 医療的ケア児の窓口は、県の保健福祉事務所が担い、保健福祉事務所の情報を、町のスポーツ健康課、福祉課等で共有している。医療的ケア児の家族から、教育・保育の希望があった場合、教育・保育を十分に受け入れることができる体制を整備しなくては

けない。昨年度、医療的ケア児に関する支援法が制定された影響から、スポーツ健康課が、町の医療的ケア児のつながり事業担当を担っている。スポーツ健康課が主体となり、関係する部署が集まり医療的ケア児のつながりについて協議する場が設けられており、町では医療的ケア児を受け入れる体制を整備している現状である。現在町内在住の医療的ケア児を1名把握しているが、該当する児は町外の学校へ通学している。今後町内の教育・保育施設で医療的ケア児を受け入れることを想定しなくてはならないため、対象となる児に対しての補助・援助の整備は進めなくてはならないと感じている。

委員) 医療的ケア児だけではなく、保育の現場では、特性を持った児童や、特別なニーズに対応する必要があると感じる。実際の保育現場の実情を参考までに聞きたい。求められるニーズは増えているように感じる。

委員) 実際のところ、障がい者手帳等が出ていなくても、集団の中で生き辛さを感じる児童の人数は年々増加していると感じる。通常幼児クラスであれば、一人の保育士で30人の児童を保育することができるが、集団生活に溶け込むことができない児童が、クラスに2人、3人といった場合、そのクラスに複数人の保育士を配置する必要がある。一クラスに対して、複数人を配置しなければ運営が回らないのが現状である。その状況に対して、県・国の基準では手帳の有無のみが、判断基準となってしまうため、手帳の所持には至らずとも、日常生活の中で、明らかに加配が必要とわかる児童に対して、加配を充てることは難しい現状である。

そのため、町独自の判断基準を基に、手帳は無いが、支援が必要な児童に対して、少しでも町の援助を受けることができると、支援が必要な児童に対して、より手厚く補助をすることができる。

事務局) 委員の言う通り、手帳は無いが支援が必要な児童は、年々増加している傾向はある。このような状況は、町内の特定の施設のみで発生しているわけではなく、各施設でも同様の状況と把握している。町でも国の制度に則り、運営費として、療育支援加算という名称で各施設に補助しているが、他市町村では、療育支援加算とは別に、独自に補助をしている状況のため、町でも独自の補助金が必要と考え始めている現状である。先ほどの意見で上がった、グレーゾーンの児童を、どこまで対象とするか、基準の線引きは非常に難しいと考えている。基準の線引きについては、児童・子育て会議の委員や保育現場の意見を参考としながら、今後も進めていきたいと考えている。

会長) 他に何か意見等はあるか。

(特になし)

会長) コロナ禍ということもあり、予定していた通りに事業を進めることができない事業も多いと思うが、新型コロナウイルス感染症の結果、見直すことができる事業もあると思う。これまでの事業を引き継ぎながら、各事業を見直してほしい。各委員から評価の基準や比較しやすい表現方法について、指摘があったと思うため、反映させて評価を進めてほしい。

(3) 大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行について

《資料説明》

【資料3】大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行について

(説明省略)

《質疑応答》

- 会長) 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願いたい。
- 委員) 自分は大磯幼稚園外部の人間なので、現状での大磯幼稚園の保護者の意見の方向性を教えてほしい。アンケート調査等実施しているようだが、保護者は移行に関して、どのように考えているのか。
- 事務局) 6月議会において、認定こども園に移行するために、令和5年度末に大磯幼稚園を廃園する条例改正が可決され、大磯幼稚園の保護者を対象とした意見交換会を通して伝えている。現在は、事業者を選定するために、どのような条件を設定すればいいのか、町の案を示した上で、保護者の意見を反映させている。意見交換会では、事業者に、大磯幼稚園の良いところを実際に見てもらい、残して欲しいという意見があった。事業者を募集するにあたって、大磯幼稚園の現地見学会を実施し、建物だけではなく保育の現場も見てもらいたいと考えている。現地見学会を実施する時期が夏季休業中のため、通常保育の現場を見てもらうことはできないが、預かり保育を実施しているため、日中の保育を事業者に見てもらいたいと考えている。現地見学会の日程も1日だけ設けるのではなく、複数日設けることで事業者が参加しやすい状況をつくり、より多くの事業者を募ることで、保護者の要望を実現することが可能な事業者を選定したいと考えている。その他に、具体的な園運営の方法について、気にされている保護者が多かったため、事業者選定の場に保護者も入ること、移行期間中に実施する保護者・町・事業者の三者協議にて調整する旨説明している。以上の事から、認定こども園への移行については、概ね理解を得たなかで前向きに事象を進めていると考えている。
- 委員) 認定こども園への移行について、保護者を対象とした賛成、反対のアンケートを取っているのか。
- 事務局) ここまで話が進む前、令和2年度に大磯幼稚園の保護者が独自にアンケート調査を実施したことがあった。また、令和3年度に大磯幼稚園の保護者から、大磯幼稚園を残してほしいという旨の陳情が議会に提出した経過はある。
- 委員) 今後、賛成、反対のアンケートを取る予定はあるか。
- 事務局) 現状、保護者と意見交換をしていく中で、移行への賛成、反対という段階の意見は出ていない。現在は公私連携型幼保連携型認定こども園に移行することを前向きにとらえている保護者が多い印象がある。事業者へ要望する内容について積極的に意見される方、大磯幼稚園の保護者として公募委員に立候補する方が出てくる等、前向きに、より良い園になるように取り組んでくださっている。
- 委員) 今の質問の意図としては、意見交換会に来る人は意見がある人だと思うが、意見が無い人の意見を聞くような対応は取っているのか。
- 事務局) 自発的に、意見交換の場に来ることが出来ない保護者を考慮し、マチコミメール等で意見を募り、意見交換会に参加しなくても意見を反映できるよう意見回収箱の設置等対応している。今後もそのような保護者に対して配慮していく。

- 委員) 意見を聞く等ではなく、賛成、反対のシンプルな二択を今後聞く予定はあるか。
- 事務局) 現状予定していない。大磯幼稚園だけではなく、大磯町内の保護者全体の状況も考慮して決定された方向性である。
- 委員) 仮に、賛成、反対のアンケートを取り、反対が多かったとしても、町の決定事項として事業を進めていくのか。
- 事務局) 基本的に、今年の6月の議会において、令和6年4月に大磯幼稚園を移行するため、令和5年3月31日をもって廃園とする議案が可決された。今の時点で、大磯町立幼稚園に計画を戻す予定はない。そのため、賛否を取る予定もない。令和2年度に保護者から意見をもらい、令和3年度に陳情を受け、町もより保護者の意見を反映するような募集要項を作成し、町、保護者等の折り合いをつけながら、事業を進めている状況である。現在の関係性を考慮し、認定こども園化を進めていきたいと考えている。
- 委員) 自分の周囲に認定こども園化に賛成している保護者がいなかったため、心配していたことを確認させていただいた。
- 会長) 他に何か意見等はあるか。

(特になし)

- 会長) これまでも町として、町内の施設の民営化、こども園化の新設を進めてきた経験を持っていると思う。今回のように町立から私立への民営化となると、町全体として調整していく必要がある。保護者からの町立幼稚園を残してほしいという強い意見もきちんと反映し、町も私立の施設へ関わっていくことを伝えていく必要があると思う。大磯幼稚園に愛着を持っている保護者が多いため、公立から私立に移行することについて、複雑な心境の保護者も多いと思う。今後も保護者の声に耳を傾け、より話を聞きながら、児童にとって良い状況を作るよう取り組んでほしい。引き続きよろしくお願ひしたい。

(4) 子育て支援センターの運営手法の見直しについて

《資料説明》

【資料4】 子育て支援センターの運営手法の見直しについて

(説明省略)

《質疑応答》

- 会長) 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願ひたい。

(特になし)

- 会長) 町から提案のある子育て支援センターの事業の運営手法の見直しについて、子育て支援総合センターめばえでは、事業虐待、児童発達等を担当しており、内容を考慮すると、民営化することは難しい。子育て支援センターすくすくが担当している、地域の子育て拠点事業と子育て利用者支援事業については、民営化することは可能ではないかという内容であり、町と民営化後の事業者が連携して事業に取り組んでいくということなので、

事業を進めても問題ないのではないか。

子育て支援センターが担当するファミリー・サポート・センター事業は、地域の子育て世帯にとっては重要な事業のため、力を入れて取り組んでほしい。児童虐待や発達支援等、件数が増え、複雑化していくことに比例して、対応する職員の負担も大きくなってしまふ。職員、財政面の負担軽減は、民営化の利点となると考えられるが、児童の環境は複雑化していくため、チームで綿密に相談した上で取り組むほうが良いと思う。昨今子育ての包括的支援を求められるため、各施設が中心となって、各地域、組織と繋がって事業を進めていくことが重要と考える。

事務局) 現在子育て支援総合センターめばえでは、児童虐待に関する業務の負担が、他の業務と比較し、大きい状況である。児童虐待の相談件数のうち要保護児童ケースについては平成29年度34件に対して、令和3年度30件と、件数としては大差ない。しかし要支援児童ケースは増加している。平成29年度41件に対して、令和3年度104件と2倍以上に増加している。今年度については、非常勤職員の会計年度任用職員を増員して、虐待等への体制強化は図っているが、職員への負担は増えている現状である。

そのため、つどいの広場事業と子育てコンシェルジュ事業を実施している子育て支援センターすくすくを民営化し指定管理とすることで、人員が必要な事業を増員し、体制を強化することができること、民営化することで利用時間等のサービスの拡充を見込むことができる。会長からも、ファミリー・サポート・センター事業は地域資源として有効と言っていた。現在ファミリー・サポート・センター事業は外部委託している事業ではある。しかし、進捗管理表でも説明したが、依頼会員は増加傾向ではあるが、援助会員を希望する会員数は伸び悩んでいる。この事業についても民営化による子育て利用者支援事業の拡充と併せて、見直しを検討している。

会長) 他に何か意見等はあるか。

(特になし)

(5) ① その他【大磯町乳幼児教育・保育情報連絡会の設置について】

《資料説明》

【資料5】大磯町乳幼児教育・保育情報連絡会の設置について

(説明省略)

《質疑応答》

会長) 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願いたい。

委員) この情報連絡会の設置は、私立施設の児童たちの公立小学校へのより円滑な進学につながる仕組みだと考える。私は、大磯町は幼小中一貫した教育を提供することができることが強みだと考えている。この情報連絡会が開催される中で、児童の個人情報に触れることは避けることができないと考えているが、参加者への守秘義務については、どのように考えているか。

事務局) この情報連絡会において、個人情報に触れる場合もあるかもしれないが、出席する委員については、守秘義務を承知の上で出席すると考えている。会で配布した資料につい

ても、取扱注意とし、会の終了時に回収する等の取り組みを心掛けたいと考えている。

委員) 【資料5】の3ページの「4 連携イメージ」に紹介されている経営者会議とは学校運営協議会とは異なるものなのか。

事務局) 経営者会議とは、公立の幼・保・小・中学校の校長・園長で構成された組織であり、園・学校運営を行うにあたり、必要な情報共有・協議を行うことを目的としている。学校運営協議会とは、町と協同で学校運営を行うという基本的な考え方のもと、地域住民と共に幼稚園・学校の運営方法を協議していく組織となる。

委員) 異なる組織と解釈してよいか。

事務局) 差し支えない。

委員) 「4 連携イメージ」の矢印や枠組みの意図がわからなかった。初歩的な考え方で恐縮だが、この情報連絡会は、単独で作る必要があるのか。経営者会議に組み込んだほうが良いのではないか。

事務局) 意見のとおり公立と私立の経営者会議を実施することが、最終的な目標と考えている。ただ、現在、公立と私立の横のつながりが無い状況で、縦のつながりを作るのではなく、段階を踏む最初の一步としてこの情報連絡会を進めていきたいと考えている。

委員) 今後の計画を聞くことで、全体像のイメージを把握することができた。

委員) 守秘義務について法令順守に則ると答えていたが、どの法律に則って情報共有を行っていくのか。

事務局) 支援が必要な児童については、町の要対協の会議で協議されるため、この情報連絡会では、児童の個別ケースに対する会議ではなく、幼・保・小・中学校連携の仕組みづくり等、大きな枠組みを協議・情報連携する場であると考えている。

委員) 要支援・要保護が必要な児童について話す会議ではないと考えて良いか。

事務局) 現時点では予定していない。

会長) 他に何か意見等はあるか。

(特になし)

(5) ② その他【子ども家庭庁設置に伴う情報提供について】

《資料説明》

【追加資料1】子ども家庭庁設置法、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律および子ども基本法の交付について

(説明省略)

(5) ③ その他【児童福祉法等の一部改正に伴う情報提供について】

【追加資料2】児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要について

(説明省略)

《質疑応答》

会長) 説明の内容について、意見や質問があれば挙手の上、発言願いたい。

(特になし)

会長) 今の説明で、今後法律の改正に伴い、児童を取り巻く環境も変化していくこととなるため、今後も各委員の助力をいただきながら、大磯町の児童のために、本会議を進めていきたい。議題1から5まで、話を進めてきた。第2期子ども笑顔かがやきプランの進捗状況の点検・評価について、各委員から意見が出た。事務局において今回の会議の意見を反映し、追加・修正した進捗管理表を示してほしい。その他については、事務局から示された内容について承知いただけるか。

(反対意見なし)

会長) 引き続き、事務局については事業に取り組んでほしい。それでは、以上をもって令和4年度第1回大磯町児童・子育て会議を終了する。長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

3 閉会

終了